豊川市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

（目的）

第１条　この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定に基づき、在宅の障害者及び障害児に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業の対象者）

第２条　この事業の対象者は、法第４条第１項及び第２項に定める障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）で、市内に住所を有する者とする。

２　前項の規定にかかわらず、法第２９条第１項若しくは法第３０条第１項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１８条第２項若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１６条第１項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、のぞみの園又は法第５条第１項若しくは第５項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者及び生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３０条第１項ただし書の規定により入所している障害者（以下「特定施設入所障害者」という。）のうち、障害者支援施設、のぞみの園、法第５条第１項若しくは第５項の厚生労働省令で定める施設又は法第３０条第１項ただし書に規定する施設（以下「特定施設」という。）への入所前に市内に住所を有していた者（継続して２以上の特定施設に入所している特定施設入所障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に市内に住所を有していた者）も対象とする。

（用具の種目、給付の対象となる障害者、用具の基準額、耐用年数及び給付数）

第３条　用具の種目、支給の対象となる障害者、用具の性能、基準額及び耐用年数は、日常生活用具給付基準表（別表第１）によるものとする。ただし、住宅改修（居宅生活動作補助用具）の給付対象者は、別表第１の居住生活動作補助用具（住宅改修）の対象者とする。

２　前項の規定にかかわらず、豊川市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）

が必要と認める場合は、協議のうえ、種目の追加又は支給対象者の拡大をすることができる。

２　用具又は住宅改修（以下「用具等」という。）の給付を受けようとする者（障害児のときは、その保護者とする。以下「申請者」という。）が前項に定める基準額を超える用具等を購入する場合において、当該基準額を超える額を自己負担するときは、当該用具等を支給の対象とすることができるものとする。

３　別表第１に定める用具等のうち排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修）及び点字図書を除く用具の給付数は、１とする。ただし、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、火災報知器、聴覚障害者用屋内信号装置及び情報・通信支援用具については、別表第１の示す給付数とする。

（住宅改修の範囲及び給付要件）

第４条　住宅改修は、申請者が現に居住する住宅について行われるもので、身体の状況及び住宅の状況等を勘案して所長が必要と認める場合に次の改修について給付するものとする。

⑴　手すりの取付け

⑵　段差の解消

⑶　滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

⑷　引き戸等への扉の取替え

⑸　洋式便所等への便器の取替え

⑹　その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

（用具の給付における介護保険法との調整）

第５条　障害者が介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項に規定する居宅要介護被保険者又は同法第５３条第１項に規定する居宅要支援被保険者であり、同法第８条第１２項に規定する福祉用具貸与に係る福祉用具の種目又は同法第４４条第１項に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給及び同法第４５条第１項の住宅改修費の支給を受けることができるときは、同一種目の用具等を給付の対象としないものとする。

２　障害者が居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の要件に該当する場合で、介護保険法第２７条第１項に規定する要介護認定又は同法第３２条

第１項に規定する要支援認定に係る申請がなされていないときは、当該用具等を給付しないものとする。

（給付の申請）

第６条　申請者は、日常生活用具給付申請書（様式第１号）（居宅生活動作補助用具の申請においては住宅改修費（居宅生活動作補助用具）給付申請書（様式第７号））により、所長に申請しなければならない。なお、知的障害者で療育手帳の発行を受けていない者は、知的障害者福祉法施行令（昭和３５年４月１８日政令第１０３号）第１条に定める判定書を添付するものとする。

２　申請者は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

⑴　用具の概要を明らかにするもの。（排泄管理支援用具及び居宅生活動作補助用具（住宅改修）を除く。）ただし、申請する用具等が点字図書の場合は、出版施設等に給付を希望する点字図書についての給付対象となる障害者等の氏名、申請者の氏名・住所・電話番号、申請する図書の名称・出版施設・価格・巻数・自己負担額を記載した書類。

⑵　第１０条に規定する業者が作成する見積書。

⑶　日常生活用具給付に関する意見書（自家発電機等を除く）（様式第２－１号）（アからエに該当する場合に限る。）

ア　知的障害のある者またはその保護者が別表第１に定める頭部保護帽を申請するとき。

イ　別表第１に定めるネブライザー又は電気式たん吸引器は申請するとき。

ウ　上肢障害のある申請者が、別表第１に定める情報・通信支援用具を申請するとき。

エ　初めて別表第１に定める洗腸装具を除く紙おむつ等を申請するとき。

⑷　日常生活用具給付に関する意見書（自家発電機等用）（様式第２－２号）（別表第１に定める自家発電機等を申請する場合に限る。）

⑸　工事内容及び工事個所が分かる平面図、施工前の現場写真、課税所得証明書（１月から６月に申請する場合に申請年の前年の１月１日時点に市外に住民票がある場合もしくは７月から１２月に申請する場合に申請年の１月１日時点に市外に住民票がある場合のみ）（別表第１に定める居宅生

活動作補助用具（住宅改修）を申請する場合に限る。）

⑹　家主の承諾書（別表第１に定める居宅生活動作補助用具（住宅改修）及び火災警報器、自動消火器の申請者が借家に住んでいる場合に限る。）

⑺　その他市長が必要と認めた書類

（給付の決定）

第７条　所長は、申請を受理したときは、日常生活用具給付調査書（様式第３号）（居宅生活動作補助用具の申請においては住宅改修費給付調査書（様式第８号））により、当該障害者の身体、介護及び家庭状況等を調査し、用具等の給付の適否を決定するものとする。

２　所長は、給付が適当と認めたときは、申請者に日常生活用具給付決定通知書（様式第４号）（居宅生活動作補助用具の申請においては住宅改修費（居宅生活動作補助用具）給付決定通知書（様式第９号））により申請者に通知するとともに、日常生活用具給付券（様式第５号）（居宅生活動作補助用具の申請においては住宅改修費（居宅生活動作補助用具）給付券（様式第１０号））を申請者に交付するものとする。点字図書の申請者には必要事項を記入のうえ「点字図書発行証明書」（様式第１２号）を交付する。

３　所長は、給付の必要がないと認めたときは、日常生活用具給付却下決定通知書（様式第６号）（居宅生活動作補助用具の申請においては住宅改修費（居宅生活動作補助用具）給付却下決定通知書（様式第１１号））を申請者に交付するものとする。

（給付の限度）

第８条　既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請について、前回の給付日から別表第１に定める耐用年数に規定する期間を経過していない場合は、給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、天災その他やむを得ない事由による修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる用具等の給付の限度は、当該各号に定めるところによる。

⑴　住宅改修費　原則として１回

⑵　点字図書　年間６タイトル又は２４巻（辞書等一括して購入しなければ

ならないものを除く。）

３　別表第１に定める耐用年数を経過した後において、修理不能若しくは再給付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害者等の用具の使用効果が向上する場合に限り、再給付することができるものとする。

４　申請者が本市への転入者であり、転入前において他市町村から当該用具等の給付を受けている場合は、同一種目については、前３項の規定を準用するものとする。

（用具等の給付）

第９条　豊川市長（以下「市長」という。）は、用具等の給付を行う場合には、用具等の製作・販売・施工を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

２　市長は、業者の選定にあたっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具等が確保できるように、経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

（費用負担等）

第１０条　給付決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、用具等の価格並びにそれにかかる消費税及び地方消費税相当額の一割に相当する額を負担しなければならないものとする。ただし、別表第１に定める基準額を上回る部分については全額利用者負担とする。

２　前項に規定する額のうち基準額内の利用者負担額の上限月額は、別表第２に定める額とする。

３　市長が支払う額（以下「公費負担額」という。）は、利用者が給付を受ける用具等の価格並びにそれにかかる消費税及び地方消費税相当額から、前２項により算出した利用者が負担する額を差し引いた額とする。

４　市長は、業者が利用者負担額を領収した事実を確認し、業者からの請求により、公費負担額を直接業者に支払うことができるものとする。

（費用請求）

第１１条　業者が市長に請求できる額は、日常生活用具給付券（様式第５号）（居宅生活動作補助用具の申請においては住宅改修費（居宅生活動作補助用

具）給付券（様式第１０号））に記載する公費負担額とする。

２　前項による公費負担額の請求は、日常生活用具給付券（様式第５号）（居宅生活動作補助用具の申請においては住宅改修費（居宅生活動作補助用具）給付券（様式第１０号））を添付して行うものとする。

（給付台帳の整備）

第１２条　所長は、事業の実施にあたって、用具等の給付状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備しておくものとする。

（排泄管理支援用具の特例）

第１３条　所長は、申請者の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具（収尿器を除く。）については、次の各号のとおり日常生活用具給付券を一括交付できるものとする。

⑴　ストーマ用装具及び洗腸装具を除く紙おむつ等は、暦月を単位として２ヶ月ごとに日常生活用具給付券（様式第５号）１枚を交付する。

⑵　前号に規定する日常生活用具給付券（様式第５号）は、申請１回につき３枚まで一括交付することができるものとする。

２　収尿器を除く排泄管理支援用具にあっては、利用者が入院等により在宅でないときは、第１条の規定にかかわらず、給付の対象とすることができるものとする。

（遵守事項）

第１４条　利用者は、当該用具等をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

２　利用者が前項に違反したときは、所長は当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

３　利用者が、自家発電機等を医療機器に直接接続して使用する等、誤った方法で使用したことによる損害について、市長は、その責任を負わない。

（雑則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。

２　施行日において現に用具を支給されているときは、給付された日を別表１

に定める耐用年数の始期とするものとする。

3　豊川市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱（平成７年４月１日施行）は、廃止する。

4　豊川市重度身体障害者住宅改修費給付事業実施要綱（平成７年４月１日施行）は、廃止する。

5　豊川市点字図書給付事業実施要綱（平成７年４月１日施行）は、廃止する。

6　豊川市視覚障害児点字図書給付事業実施要綱（平成１２年４月１日施行）は、廃止する。

7　豊川市重度心身障害児日常生活用具給付等実施要綱（平成１２年４月１日施行）は、廃止する。

8　豊川市重度身体障害児住宅改修費給付事業実施要綱（平成１２年５月２３日施行）は、廃止する。

附　則

1　平成２０年１月１５日前に音羽町障害者日常生活用具給付事業実施要綱又は御津町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

2　この要綱は平成２０年１月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。